

災害に備えた地域ぐるみの助け合いを！

～避難行動要支援者登録制度のご案内～

栗東市では、災害が発生した際に自力で避難が困難な高齢者や障がい者の方等「避難行動要支援者」に対して、地域の皆様のご協力をいただいて「地域の避難支援者」になっていただき、見守りや安否確認、避難支援など地域で助け合いを進めるための体制を整備して、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

対象となる人（要支援者）

在宅で生活している次のような人です。（施設入院されている人は対象になりません）

- ① 75歳以上でひとり暮らしの高齢者、又は75歳以上の者のみで構成される世帯の人
- ② 介護保険の要介護1以上の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳A1・A2の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ⑥ 難病を患っている人
- ⑦ 災害時に自ら避難することが困難で支援を要する人

手続きの方法

「災害時避難行動要支援者登録制度」への登録には、申請が必要です。
別紙の「登録申請書兼同意書」にご記入いただき、社会福祉課まで提出くださいますようお願いいたします。

登録する情報

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤電話番号 ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

情報提供先

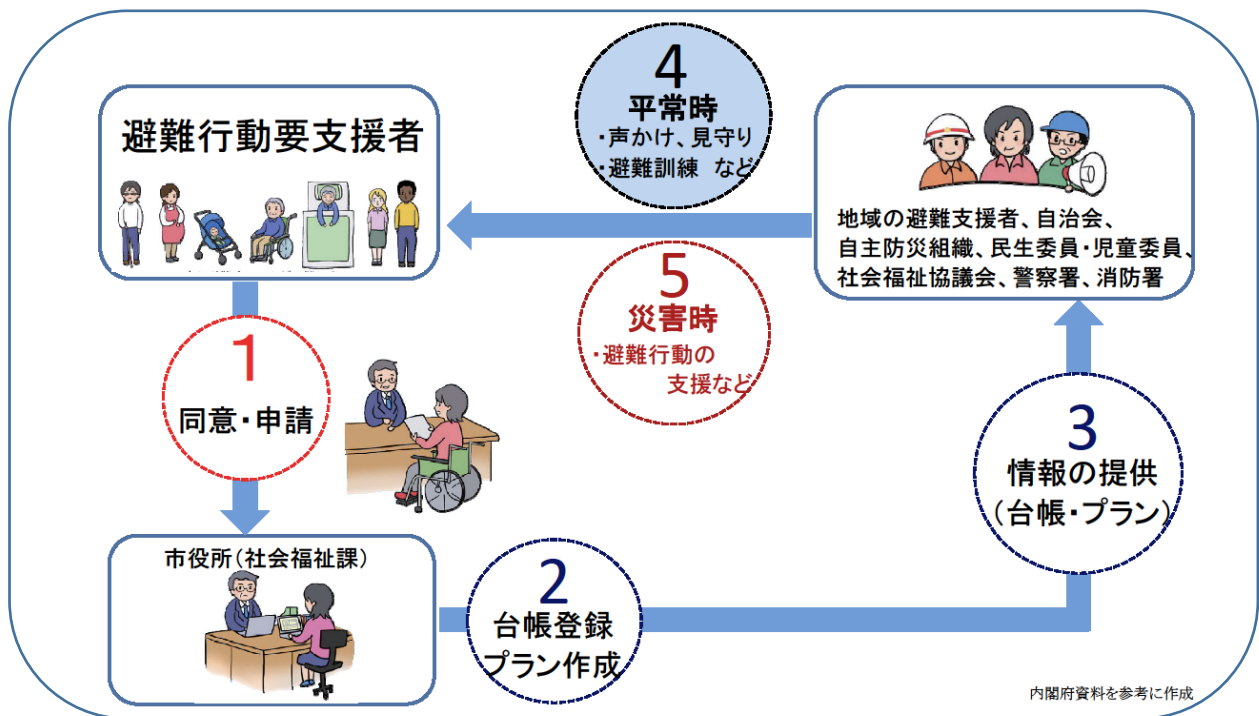
避難支援等関係機関

地域の避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、
栗東市社会福祉協議会、草津警察署、湖南広域消防局中消防署

地域の避難支援者とは

災害が発生するおそれがある場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を行っていただく方です。あなたの手助けをしてくださる重要な人となります。ご近所などの身近な方をお願いをして同意を得て登録してください。

避難行動要支援者活用のイメージ



個人情報の取扱い

個人情報については、市及び避難支援等関係機関において適正に管理し、避難支援に関する目的以外に使用しません。また、名簿の情報を提供する際には、市が個人情報の取り扱いについて関係者に説明を行います。

注意事項

避難支援は、地域の方自身や家族などの安全が確保された上で行われることが前提のため、災害時の支援が必ず受けられることを約束するものではありません。

また、避難支援で地域の方々や避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うことはありません。

お問い合わせ

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

栗東市役所 健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

電話 077-551-0118

FAX 077-553-3678

メールアドレス shakai@city.ritto.lg.jp